

船橋市空家等対策計画の見直しについて

○趣旨

現計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間としているが、5年を目安に、各種施策の実施による効果や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを図ることとしており、今年度中に中間見直しを行う。

○見直しのポイントと考え方

今回の会議においては、社会情勢の変化等に応じた計画の大まかな方向性、法改正により追加された2点、前回会議で意見のあった取組の評価方法等の大きく4点に絞り、事務局の見直し案について意見を伺う。

(1) 令和5年住宅・土地統計調査から見える今後の傾向について(資料2)

- ・最新の統計調査の結果から、社会情勢の変化等を計画に反映するか。
 - これまでの傾向と同様であり、基本的な方針は踏襲しつつ、将来的な課題に対応できるような見直しを図っていく。

(2) 空家等活用促進区域の活用について(資料3・4)

- ・法改正により可能となった区域設定の考え方について、計画へ記載するか。
 - 現時点では区域設定を行っていないが、今後、庁内担当課との意見交換等により区域設定の検討を深化させていく旨を計画に記載する。

(3) 空家等管理活用支援法人制度の活用について(資料3)

- ・法改正により可能となった支援法人指定の考え方について、計画へ記載するか。
 - 現在、市と空家相談の協定を締結している団体等の意向を踏まえつつ協議を行い、法人指定を検討していく旨を計画に記載する。

(4) 評価方法の見直しを見据えた取組の整理について(資料5)

- ・計画に記載している具体的な取組と、その点検・評価方法等について再検討を行う。
 - 各取組の位置付けの整理や、次期計画に繋がるような点検・評価方法に見直す。